

へ義に激すれば自ら刀を以て腹を刎るに至る江戸の城廓恢闊にして人民の稠密なる五大洲中の大都府に列すべし此の如き國を有すれば其閉鎖する固より宜なり吾徒を窮弊の一小嘴に館しこれを遇する俘囚の如し蓋し其意は貿易にあらずして惟藉りて海外を洞察するのみ 長崎實錄、長崎雜記、長崎古今名考、長崎志、渡浦通、崎陽群談、長崎港草、長崎古今集覽、長崎夜話、唐和毛交易大意抄、折燒柴の肥、神書、實貨事考、鹽尻、甲子夜話、誠齋雜記、龜崎一得、新嘉坡秘鑑、通航一覽、泰平年表、長崎年表、徳川禁令考、吹塵錄、加川勝敏雜記、前田家譜、ケムフヘル銀國論、ケムヘル日本古代商業史。

第五十一章 水産物 附煎海鼠鱧鱒番立直段表

長崎の支那貿易は銅を以て其重なる料とせしに支那商舶の來航するもの年々増加するに従ひ貿易の料とせし採銅の數著しく減少し遂に缺乏を告ぐるに至りしかば貞享二年唐船貿易の歲額を銀八千貫目に定め元祿元年唐船定數を七十艘に減するに至る同じき八年伏見屋四郎兵衛船載の賣殘品千貫目を限り銅を以て買取んことを乞ひ幕府の許を得て代物替を始む明る年更に五千貫目の代物替を乞ひ其許を得て運上金一萬兩を納む同じき十年長崎町年寄高木彦右衛門銀額六千

貫目の外に二千貫目の代物替を俵物諸色にてなさんことを乞ひ其許を得運上金三萬五千兩を納む明る年より船數十艘を増し總計八十艘貨物歲額八千貫目と定め二千貫目は俵物諸色を以てすることを約すこれを我邦海産物を以て貿易品輸出入の平衡を維持するの始とす其後幕府は俵物諸色買入の爲各地に請負人を定め長崎に俵物會所を建て長崎會所に屬せしめたりき延享以來長崎町人十一人に俵物一手請方を命じて買入方を取扱はしめたり俵物諸色は輸入品と交換するの要品にして採銅の缺額を補ふべきものなるを以て幕府は勉めて其製産を奨勵し俵物會所には屢買入銀を貸渡し、が仕入方の法宜しからざるを以て各産地の廻漕を怠る者多く漸次許多の負債を生ぜしめたりこゝに於いて天明五年俵物請方を廢し俵物方役所を西濱町に建て吏員を各地に派遣して直仕入となし大坂、函館に俵物役所を置き長崎、赤間關、大坂、江戸北國筋にて買入るゝ所の俵物額を定む 各藩主にて引受くるものを役場引受といひ商人にて引受くるものを請負人引受といふ 其後寛政十二年長崎俵物役所を築地糶藏跡に移し十二庫を建て俵物諸色の貯藏に供し且俵物干場二百八十六坪餘を設く 俵物干場、俵物役所の中央廿餘

間四方に切石を敷き、俵物とは往時煎海鼠、乾鮑の二品なりしが明和元年より鱧鱒を加へて三色とす又諸色とは昆布、鰯、鶏冠草、天草、鯉節、ちぎれ煎海鼠、ちぎれ虫入乾鮑、乾海老、乾瀬貝、いたち貝、寒天、刻昆布、其他椎茸、樟腦、五倍子、人參、銅器、漆器の類なり俵物には各賣渡價格の定あれば價格の高低に關しては駈引なしと雖も彼は上品を多く得んと欲し我は下品を多く與へんとすこれ駈引を要する所にして例へば煎海鼠を與ふるに彼は六番以上の良品を多數に得んと欲し我は五番以下を多く與へんとするが如し俵物役所には俵物の取扱に熟練せる雇吏あり其品種を撰別け産地を暗指するに毫も誤ることなし煎海鼠番立の如きも先づ下級の役員これ撰別し他の上級の役員に移し都合四回の檢閲を経て其番立を確定す其貯藏の方法に至ては常に注意し時々役所の内部に在る干場にひろげて乾燥せり其他俵物諸色に關しては其形狀を圖し製法の良否を記して各地へ配付したり即唐方渡俵物諸色大畧繪圖の如き是なり今寛政年中各地に於いて買入れし高を擧ぐれば長崎廿四萬二千七百五十一斤 大村、島原、五島、佐伯、小倉、府内、肥後、廣島、平戸、壹岐、徳山、長門、周防、岩國、出雲、朝鮮、對馬、隱岐、佐賀、天草、唐津、筑前、豐後、薩摩、備前、備中 赤間

關一萬九千四百四十斤 筑前、長門、津和野、長府、清水 大坂十四萬千六百九十二斤 淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐、播磨、三河、伊勢、志摩、丹後、尾張 江戸十萬七千六百五十斤 武藏、相模、上野、伊豆、甲斐、尾張、江 北國筋三十五萬四千四百八十九斤 松前、阿波、津和野、備前、備中 合計八十六萬六千廿二斤なりきこの中最も多きは煎海鼠にして凡五十餘萬斤乾鮑これにつき凡三十萬斤鱧鱒最少にして一萬餘斤に過ぎず殊に北國買入には煎海鼠十四萬七千四百八十九斤、乾鮑十六萬八千五百斤ありこれを最多額の産地とす所謂唐方三品の中煎海鼠、乾鮑は一丸に付正味百廿斤、荷造繩蕈の量九斤を加へて百廿九斤とし鱧鱒は一捆正味六十斤、桐繩の量五斤を加へて百六十五斤とす又俵物の番立をいはんに十番煎海鼠は松前蝦夷地産を本體にして形の大小に拘らずいらい立よろしきものをこの番に定め津輕、南部、仙臺の中上品の分はこの番に加ふるものとす諸國産にてもいらい立よろしく松前蝦夷地の産に似よりたるものはこの番に加へて組の十番と稱す九番煎海鼠は津輕、南部産大中のものを本體にして諸國産の中形大にしていらい立よろしきものをこの番に加ふるものとす八番煎海鼠は諸國産の中いら立に拘はらず大なるものをこの番に定む

七番煎海鼠は諸國産のいら立ある中小のものをこの番に定め大形なるものは九番に加へ小形なるもいら立よろしきものは小七番と稱してこの番に加ふるものとす六番煎海鼠より二番煎海鼠までは唯大中小を以て撰別け大なるものを六番と定めそれに應じて五番四番三番と撰下げ最小なるものを二番と定む乾鮑は平戸五島産の中上品のもの三分諸國産の中上品のもの四分松前、南部、仙臺産の中上品のもの三分相交へてこの番を定む二番乾鮑は諸國産の三番に入らざるもの、中大なる分六分松前、南部、仙臺産四分相交へてこの番を定む一番乾鮑は諸國産の至て小なるものをこの番に定む鱧鱈は大小の差別なく相交へて荷造するものとす其番立の價の如きは左の表を見るべし

鹽浦、長崎、唐紅毛交易大意抄、長崎明細帳、長崎使物役所一表、長崎使物役所明細帳、使物役所圖、長崎取調書

一番煎海鼠	百二十斤入一丸に付 代百八匁	一斤に付 九分	一斤に付 數子二百以上
二番煎海鼠	同 代貳百四十目	同 貳匁	同 四百以上八百五十迄
三番煎海鼠	同 代貳百五十二匁	同 貳匁壹分	同 三百六十

四番煎海鼠	同 代三百目	同 貳匁五分	同 二百以上三百迄
五番煎海鼠	同 代三百四十八匁	同 貳匁九分	同 百以上二百迄
六番煎海鼠	同 三百六十目	同 三匁	同 九十以上五十迄
七番煎海鼠	同 代四百三十三匁二分	同 三匁六分壹厘	同 六十五より八十五迄
八番煎海鼠	同 代四百四十目四分	同 三匁六分七厘	同 八以上七十迄
九番煎海鼠	同 代四百五十九匁六分	同 三匁八分三厘	同 八以上五十五迄
十番煎海鼠	同 代四百八十七匁二分	同 四匁六厘	同 十五以上三百六十迄
一番乾鮑	同 代百六十八匁	同 壹匁六分	同 二百以上
二番乾鮑	同 代三百二十四匁	同 貳匁七分	同 二以上百八十迄
三番乾鮑	同 代三百四十八匁	同 貳匁九分	同 三以上百八十迄
鱧 鱈	六十斤一捆に付 代百二十目	同 貳匁	

第五十二章 鑛業

家康初今春座の大藏太夫が言を容れて伊豆の金銀を掘らしむ大藏太夫後大久保

石見守長安と稱し武州八王子の知行を領し瀧山に居住するに至る長安金山奉行となりて諸鑛山を支配し手代數百人を使ひ毎年三月佐渡へ下り八月伏見へ上り九月十月は石見國へ下り金山を改め其掘採せし所少からざりしといふこれより諸國に於いて金銀を掘採するもの多かりき岩代國會津郡八幡村石森金鑛は農民田邊甚十郎の發見せし所にして蒲生氏郷これを開坑し八年間に砂金一萬九千九百廿貫目を得其後水害ありて掘採に苦みしが松崎傳兵衛の抽水法を用ゐて爾來十年間に一萬八百二貫目を得たり俗説に忠郷この金を以て茶具天井を作りしといふ既にして加藤嘉明この地を領し九年間に三萬八千八百三十五貫目を得たり其後保科正之この地を領し寛永二十年より萬治元年に至るまで盛に坑を開きて掘採せしかば其得る所も亦少からざるべし寛文の頃江戸の人某再び坑を開きて許多の金を得たり又岩代國大沼郡輕井澤の金鑛は永祿元年松本左文字の發見せし所にしてこれを太平坑といふ天正年中蒲生氏郷この地を領し一日に三百斤を取りしに其後慶長十七年に至りて閉づ元和年中加藤嘉明のこの地を領するに及

びて下荒井より佐賀瀬村に至る新路を開き一日に五百斤を取りしとぞ羽後國雄勝郡院内銀山は慶長八年大谷吉隆の遺臣村山宗兵衛この地に來りて諸山を探索し同じき十一年に至り一坑を發見したるに始まる岩代國伊達郡半田銀山は其始詳ならず慶長より萬治に至るまで五十年間盛に銀を掘採せしが寛文年中に至り上杉綱勝其臣伊達半十郎を遣して鑛山の事を掌らしむ其後綱勝封を削られ松平宮内少輔の領する所となり正徳年中北半田村の農民野村勘右衛門本磐坑を開き享保八年鑛脈に達し大に利を得たり延享四年幕府收めて直轄し代官を桑折驛に置き鑛務を處理せしむ文政四年代官寺西重次郎、栗林、澤、本磐、大剪、新疏水の諸坑數年掘採して其底十二三丈に至りまた良坑なしよりて奥楯錢神阜、矢舌、岩下の舊坑によりて更に開鑿せしかごも其功を奏せざりき天保年中代官島田帶刀、奥楯舊坑中の積水を疏通して二階阜坑を開鑿せしより銀盛にいで、一時殷賑を極めしといふ

正徳年中鹿角藩も亦大隅國横川郷山家野村同長野村陸奥國中本郷野村鹿角村等に於て金鑛を發見し盛に業を起しといふ

陸中國鹿角郡尾去澤銅鑛は慶長三年盛岡藩士永尾重左衛門獅子澤坑を發見したるを始とす其後元山澤、田郡

澤、赤澤の諸坑を開き、廠舎四百五十八所、鑛夫家百八十戸、製鑛の家二十八戸、人員二千四百人に至る。其盛なるを知るべし。下野國野洲郡足尾銅鑛は慶長十四年備前國のもの、これを發見して座禪院の座主に訴へしを以て、明る十五年幕府銅山奉行を置きてこれを直轄し、其後遂に屈指の銅坑となりしが、又元祿十三年秋田の商沽河村正左衛門羽後國仙北郡荒川の銅鑛を發見し、其後嗽澤、花坂、陰澤、陽澤、德瀨澤等の諸坑を開鑿す。これ又一、大銅坑となりぬ。この他湯野澤銅坑慶長國寛文元年、秋田銅坑出羽國寛文十一年、吉岡銅坑備中國伊豫國元祿四年、盛岡銅坑陸奥國元文四年、草倉山銅坑越後國天明中等を掘採して、内國の需要を充たし、外國貿易の料に供したりき。享保十三年秋田銅四十一萬八千斤、盛岡銅十萬二千七百五十斤、別子銅六十七萬二千斤、吉岡銅九萬二千二百六十斤を出だしぬ。

銅の製鍊も亦この期に至り大に發達せしが、そは慶長中大坂にて銅吹を業せし蘇我理右衛門といふもの、屢泉州堺に往來し、明人白水より鼓銅の術を得たるに起因せり。鼓銅の術は世に所謂南蠻吹にして、銀銅分拆法の始なり。其後理右衛門の次

子理兵衛越前の人、住友友以を養ひて嗣となし、其法を傳へ、屋號を泉屋と稱し、諸國産出の銅を大坂に買集め、銀分をぬき、り製銅を長崎へ送り、て利益を得、屈指の巨商となりしが、友以の子友信、また鑛業に従事し、年々人を諸國に遣して銅鑛を搜索し、つひに延寶年中備中國吉岡銅山を開坑するにいたりぬ。當時世人鑛業に従事するものを山師と呼び、て大資本を投ずるものなかりき。然るに友信銅の長崎貿易に必要なるを以て、一身を顧みず、資本を投じければ、家計急を告ぐるこゝ屢なりき。こぞ後家を嫡子友芳に譲る。友芳父の志を繼ぎ、百方家業の隆運を圖り、吉岡の鑛業を繼續し、又元祿四年伊豫國別子銅山を發見し、巨額の資本を投じて開坑せしに同じき。七年土人山中に放火して、其業を妨げんこ欲し、鑛務に従事するもの百三十餘人を燔死せしめ、家屋器械悉く烏有に歸し、滿山焦土となれり。されど友芳少しも、其志を屈せず、日夜奮勵して、舊業を再興し、數年ならずして一年二百萬斤をいだすに至れり。同じき十五年正月幕府友芳を江戸に召し、銅山採掘増加の方法を諮問せらる。友芳鑛山業の萎靡振はざるは、泄水排去の法よろしからざるが爲めのみ故に、幕府

に於いて諸銅山採掘の増加を圖らんごならば銅山主に大金を貸與し排水道を開かして其金を年賦にて返納せしめば長崎貿易の銅に差支なかるべしと言上しければ幕府においても其意見を採用せられ諸國の銅著く産額を増加せりこれより住友の名忽ち四方に顯はれ諸國の銅大坂に集り皆住友家の製鍊所にて吹わけしごいふ

石炭は和名カラスイシと稱し藥品に用ゐしものにて伊賀の上野、近江の粟田、陸奥の棚倉、伊豫の宇和島、筑前の永谷及黒洲、肥前の佐賀六國八所よりいだし、がなほこの外北國筋山陰道などの邊僻の地にては薪炭に代へてこれを用ゐしごぞ然れども土地によりて其名を異にし越前にてはウニといひ筑前にてはイハシバ又イシズミといひ紀伊にてはカラスミといひ中國九州にてはモエイシ又五平太炭といふが如し嘉永七年亞米利加船の來航せしより人々石炭の必要を感じ幕府も漸く其掘採を命ぜしが其量甚だ少く外國人の需要を充たすご能はざりき肥前國彼杵郡高島は寶曆年中より漁人坑を開きて石炭を取り或は薪炭に代へ或は

鹽濱の釜に用ゐなごせしが慶應三年佐賀藩洋式に倣うて掘採し遂に一大炭坑ごなりぬ筑後三池の如きも文明年中既に石炭を黒石と稱して用ゐしものありしが其掘採に力を用ゐしは嘉永六年以後のごごなりきご云ふ

蝦夷地は慶長十三年大久保石見守知内に金鑛のあるをき、掘採せんごを謀りしに松前慶廣僻地にして五穀生せず糧を他邦に仰ぐが故に鑛夫を養ふご能はざるを以て辭せしかば其事やみぬ元和六年松前公廣砂金一百兩を採りて幕府に獻す幕府金山及獻する所の砂金を併せて公廣に賜ふ其後諸國の鑛夫多く來て砂金を淘汰し年々得る所の三十分の一を松前藩に收めしに寛文十年沙具沙の亂以來鑛業を禁じ一時其事止みしが安政二年箱館奉行竹内保徳教授役武内斐三郎をして古武井^島に熔鑛爐を築き近傍の砂鐵を採りて製煉を始む其後安政四年南部銅山師石川仁吉遊樂部山の銀鑛を開き煮縫山の砂金を掘採せしが其他銅鑛鉛鑛等を發見するもの多し幕府は安政三年釧路の炭坑を開き文久元年米國人ブレイキ、ホンヘリー二人を聘し蝦夷地南部の地質鑛物を調査せしむ二氏始て巖石破碎に

火薬を用ゐる金銀溶解に水銀を用ゐて鑛業上最も緊要なる方法を傳へたり文久三年茅の湖炭山掘採の議決し大島惣右衛門をして試掘せしむ慶應三年に至り英人がールを聘し開坑に従事せしが始めて運炭の爲二哩餘の鐵路を敷設せしこいふ

岩瀬夜話、物類品彙、皇和藥品出產志、竹橋餘筆、經濟叢書、牛田銀山志、院內銀山記、銀山書記、會津舊事考、紀伊續風土記、日光山志、誠齋雜記、足尾銅山志、住友家系圖、北海道志、吹屋録

第五十三章 開港及條約

江戸幕府が鎖國の主義を取りしより凡百五十年ばかりの間に歐洲の大勢一變し西葡兩國は其國勢漸く衰へて昔のおもがけなく英國には大なる内亂ありて國君を刎ね國體を共和せしほごなれば東洋に來るの暇あらざりき佛國は路易第十四世いで、内治外交に忙かしくかの大革命の種子を蒔きつゝありしかば又我邦に來りて開港を促すこと能はざりき然るに第十八世紀の初の頃より内亂治りて歐洲漸く平和に付しかば國を富して威を張らんが爲に遠畧をこころするに至りぬ殊に太平洋を隔て、直に我邦に對峙せる北米合衆國は新に英國の羈絆を脱し

て獨立し英國はこの廣大なる土地を失ひしかば益す力を東印度の經畧に盡し魯國も亦威を既に歐洲に輝すに至りしかば眼を東方に注ぐことゝはなりぬ寛政四年八月英吉利國船紀伊牟婁郡熊野浦に來り九月魯西亞國の使節アダム、ラクスマン我漂民伊勢白子の船頭大黒屋幸太夫、水主磯吉二人を護送し蝦夷に來りて通信貿易を乞ふ幕府石川左近將監、村上大學を遣し魯西亞帝に六斗入米百俵、五斗入麥百俵、七尺餘の太刀二振を贈り信牌を與へて長崎に赴かしむ然るにこの船は長崎に赴かずして直に本國に歸りぬこれより國家の前途を憂へ海防説を唱ふるもの出づかの蒲生君平、高山彦九郎と共ニ三奇人と云はれし仙臺の林子平の如き海防の事を憂へ海國兵談、三國通覽等を著しこれに應ずべき方策を講ぜしが却て無根の説を以て人を煽動したりとて蟄居を命ぜられぬされども當時の老中松平定信の如き海外形勢の變れるを知り北魯の強梁海防の忽にすべからざることを論じ沿海の諸侯には警めを傳へ江戸の往來には成るべく海路をこらしめ寛政五年親しく伊豆、相模、安房、上總の浦々を巡檢し谷文晁をして一々港灣の

模様を圖せしめしごと當時の人はこれを見て概ね杞憂なりと笑ひ又好事なりと譏れり然るに幾ならずして寛政七年魯西亞西人蝦夷の利伊志利に來り我船貨を奪ひ各地を掠む文化元年九月魯西亞國使節レサノット長崎に來り國書方物を獻じ通信貿易を乞ひ再び我陸奥の漂民四人を送る幕府よりて目付遠山金四郎を遣し贈品を却け特に使節に眞綿二千把、米百俵、鹽二千俵を賜ひ船中食料、麵包、生豚、鶏、酢、醬油、野菜等を給し諭して歸らしむレサノット長崎に碇泊すること殆ど六月を費して空く歸りぬレサノットの來るや肥前、筑前、大村の兵三萬七千八百人港の内外を守り長崎の市人は諏訪社において世上靜謐の祈禱をなし、とぞ文化三年魯西亞船一隻北蝦夷に來り上陸して貨物を奪ひ番人四人を捕へ火を放ちて去る明る四年又擇捉に來り番人五人を捕へ火を放ちて暴行をなす南部津輕の兵撃ちてこれを却く或は云ふレサノットの嚮に日本に使其要領を得ざりしを以て憤怨して長崎を出帆し堪察加に至り軍器を準備し商船を出だして此舉に及びたるなりと文化五年八月英吉利軍艦一隻長崎沖に來る例によりて檢使及蘭人筆

者二人を港外に遣すや彼蘭國旗を翻し小舟二隻を下し直に蘭人二人を本船に拘し英吉利國旗を掲ぐ奉行松平圖書頭康英怒りて兩番所に放撃の準備を令し吏を遣して蘭人を放還すべきことを通ぜしむ彼又小舟二隻を出だし銃砲を備へてこれを圍む終に意を達するを得ずして歸る夜に乗じて彼又小舟三隻に銃砲兵士を載せ港内に進入し兩番所に迫り薪水魚菜を出さしめ蘭人一人を返し尙缺乏品を請求し其得るに及びて蘭人を返し謝辭を述べて去る肥前家老諫早兵を率ゐて來る筑前も亦兵を出し、かご皆事に及ばず蘭船出港後なるを以て番士等竊に國に歸り残りたるもの僅に二三十人、を以て奉行の使者項背相望むも策の出づる所なし急使を飛ばして諫早の兵を召すも及ばず松平圖書頭西役所に於いて掃攘時を失し國體を汚すを以て自ら罪を引て自殺す幕府當番松平肥前守の怠慢を責め江戸に於いて逼塞を命ず初圖書頭の自殺するや肥前の家老番頭等數人も亦自殺して主家の難を緩うす文政七年七月英吉利船薩摩寶島へ來り陸に上りて牧半を殺し番所を砲撃す番人吉村九助銃を放ちて其一人を斃す外國船屢我邊海に

出沒し邊陲漸く多事となり人心恟々太平の眠を醒すこと、はなりぬ弘化元年七月和蘭王維廉第二世の使節フレガット號に乗り甲比丹と共に奉行所に來り圖書并に贈品を呈す其要は支那の英人に破られたる覆轍に鑑みて外國に處するの主義を變ぜんことを勧めたるものにして和蘭が常に幕府の耳目となりて鎖國主義を翼賛し久く專賣の利を占めたるも近年歐米人の東洋に耳目を傾くるに至りたれば到底ながく保續すべからざるを悟り海外諸邦に交通すべきを勧めたり他邦より請求せられたるによるこはいへ亦時勢の止むべからざるに出でたるならんか然れども幕府は和蘭王は忠告をいれず閣老より彼國執政に返翰を贈り鎖國は祖宗の遺訓にして嗣孫の慎守せざるべからざる旨を述べて其厚意を謝し且通商と通信との別を擧げて通商は支那、和蘭に限り通信は朝鮮、琉球に限りたる國法たるを示し爾來かくの如き通信を煩すことなきを以てせり嘉永六年六月亞墨利加水師提督彼理軍艦蒸氣船各二艘を率ゐて相州浦賀に來り通信貿易を請ひ大統領斐謨シムソンの書を呈す故事長崎を除くの外外船の依泊を許さずよりて諭すに舊典を

以てす使節聽かず幕府浦賀奉行戸田氏榮、井戸弘道に命じ栗濱に假館を設けて其書を受け諸侯をして武州要衝の地を成らしめ亞國の來意を京師へ奏聞す勅して伊勢の神宮に夷族退讓を祈らしめ給ふこと七日武器の價忽ち十倍す彼理碇泊十日明年の再航を約して去る八月魯西亞の使節布恬廷軍艦四艘を率ゐて長崎に來り唐太の境界を定め且貿易せんことを乞ふ幕府筒井政憲、川路聖謨を遣してこれに接せしむこの月水戸中納言を擧げ海防の事務に與らしむ中納言尊攘を主とし夙に英資を以て顯る屢北門の忽にすべからざるを論じ又天保年中藩内の梵鐘を鑄て火器を製し遂に幕府の忌む所となりて別邸に幽せらるることに至りて其禁を解き大に武備を修めしむ又諸侯の軍艦を造ることを許し品川に砲臺を築く安政元年正月亞墨利加の使節軍艦を率ゐて再航し豆州下田に來りて去年の返答を促し待て四月に至る使節怒て品川灣に入らんこす幕府止むを得ず漂民撫育及航海の往來薪水食料石炭等の缺乏を支給し且豆州下田松前函館の兩所に來泊を許す六月使節下田を去る尋いて魯西亞、和蘭にも亦これを許す安政三年七月大

坂川口に砲臺を築くこの月亞墨利加の使節ハルリス豆州下田に來り本國より全權を委任され日本滞在の命を蒙りたるを以て將軍に謁して自ら國書を呈せんと乞ふ英吉利も亦長崎に來り蘭人に託して通信貿易を乞ふ安政四年長崎在留の和蘭甲比丹書を幕府に呈して外國交際の慎守すべきを論ずこゝに於いて幕議益す權和に傾く水戸中納言遂に去る下田在留のハルリス幕府の返答を促して聞かず止むを得ずこれを許し九月ハルリス江戸に來り將軍に謁す下田港を鎖し神奈川大坂の兩所を開き全權公使一人を江戸に置きて交際の事を斷ぜしめんより條約を結び日本政府の印信を得んと幕府林大學頭を京師に遣し勅許を乞ふ朝議紛然として決せずハルリス怒り直に京師に至りこれを辨せんす彦根の臣長野主膳關白九條家の臣島田某と善し幕府主膳を遣し島田を介して關白に遊說せしむ然れども三條内府以下八十八人關白に逼りてきかず井伊中將直弼時に大老の職にあり勅許を待たず神奈川に於いて條約を結び其旨を京師に奏聞す尋いで魯西亞、英吉利、佛蘭西等江戸に入り亞墨利加の例によりて條約を結ぶに至る朝廷内

旨を水戸前中納言に下して幕府を輔け外夷を攘はしめんとす世間井伊中將の處置を論ずるもの多しよりて鷹司、近衛、三條三卿を幽し其他の志士を斬る安政五年六月十九日千八百五十八年七月二十九日幕府委員と亞國公使と江戸に於いて條約の調印をなせり萬延元年四月三日華盛頓において本書と交換せり萬延元年正月始て外國奉行新見豐前守、村垣淡路守、監察小栗豐後守を使節として亞墨利加に遣す勝麟太郎も亦咸臨丸に乗りて渡航すこの年三月水戸の浪士井伊中將の登城を窺ひて擊殺す世これを櫻田の變といふこれよりますます攘夷を唱ふるもの多し常總蜂起の徒横濱の外國人居留地を襲んとす幕府水戸家に令してこれを捕へしむ文久元年浪士數人英人の旅宿せる高輪東禪寺を襲ひ英人二人を傷く英公使大に怒り直に佛和兩公使と共に横濱に退き兵を以て逼らんす幕府百方陳謝して漸く平くこれより英國兵隊を横濱に置きて居留人民を護る文久二年幕府條約を結び英、佛、普、葡、蘭の五國へ外國奉行竹内下野守、松平石見守を遣す又この年六月英人旅宿高輪東禪寺警衛松平丹波守の臣伊藤軍兵衛同寺の庭上に於いて英人二名を殺害し直に家に歸りて自殺す英國公

使幕府を責む幕府軍兵衛の遺骸をいだしてこれを謝すこの月勅使大原左衛門督東下鎖港の勅を幕府に傳ふ島津和泉これに従ふ勅使歸京の途中武州生麥に於いて英人馬を馳て島津家の前驅を衝く衛士其無禮を愠りてこれを擊殺し去る明年五月英吉利國軍艦を率ゐて横濱に來り去年生麥に於いて英國の士官を殺すものを捕へ英人の前に於いて刑せよ然らざれば贖金五十萬元を日本政府に得ん我等又鹿兒島に至り尙三萬元を取らん日を刻して迫る將軍偶京師に在り商議累月英吉利軍艦遂に品川海に進入す府下囂然市民負擔して郊外に避く幕府議を決して贖金を與へ品川海を去らしむ七月英吉利軍艦十艘を率ゐて鹿兒島に來り蒸氣船三艘及琉球の貢船を奪ふ鹿兒島の兵大に怒り風雨に乗じてこれを撃つ會市街火を失し延焼數百戸に及ぶ鹿兒島藩贖金をいだして和を講ず朝廷毛利家の建議を容れ夷狄親征大和幸行の令を布く既にして行幸を止むこの時に當り松本奎堂、藤本鐵石、安積五郎等尊王攘夷を唱へ廷臣中山忠光を推し兵を和州に起し天忠組と稱して五條に據る幕府紀州、彦根、藤堂、郡山等に令してこれを平く平野

次郎も亦大和行幸やみて攘夷の目的を達すること能はざるを憤り脱京の廷臣中澤某を戴きて領主となし兵を生野銀山に擧ぐ幾ならずして出石の兵に捕へらる幕府一時神奈川港を鎖して攘夷論者を抑へんと欲し各國公使に就いてこれを謀る皆笑て容れず獨佛國公使ベレクール密に忠告して曰く此の如き大事件は駐劄公使のよく斷ずる所にあらずよろしく使を遣して本國政府と談判すべし我三世拿破崙帝は歐羅巴諸國に人望を得たる帝王なれば先づこれに就いて謀るべしこ幕府ベレクールの議を容れ文久三年池田筑後守、河津伊豆守、河田相摸守を佛國に遣し士官カミュニス殺害の事を謝し説くに一時神奈川鎖港の事を以てす佛國政府きかず却て三港を無稅貿易場たらしめんこす偶シイホルト來り大に周旋してこれを調停し池田筑後守等トレリー宮にて佛帝に見え尋いて觀兵式を陪覽し留ること數月到底鎖港の説くべからざるを悟り旨を新聞紙に廣告し他邦に赴かずして歸りぬ元治元年八月幕府の長防追討の令を出すや各國公使横濱に於いて日に軍事を議し軍艦十八艘を率ゐて長州赤間關を襲ひ砲臺を破りて上陸し責る

に昨年砲撃の事を以てす長州朝命を奉じたる旨を答へて和を講ず各國公使横濱に來り幕府に逼て曰く今日之事我等將に贖金三百萬元を得んご欲す我等再び長州に至りこれを取んか將た日本政府に於いてこれを取り與ふるか敢て其指揮を受けんご幕府これを長州に取りて與ふるを約す「支那も道光の半より屢歐洲人の爲に苦しめられしが林則徐の廣東を督するに及びて英人の鴉片數千函を燒きて罅隙を開き遂に兵を以て争ひ一敗力屈して和を講じ償金二千一百万弗をいだし香港を割きて永く英領地となし府に命ずるに女王維多利亞の名を以てするに至るこの時廣東、廈門、福州、寧波、上海の五港を開く又咸豐九年天津に於いて英佛の使節を襲撃し戰端を開きしかば英佛合同して兵二萬を送り天津より上陸して滿州の兵を破り太沽の砲臺を陥れ進で北京を衝き圓明園の宮觀を燔く天子難を熱河に避け弟恭親王をして一千二百万弗の償金を出して和を講じ五港の外更に牛莊、登州、臺灣、潮州、瓊州の諸港を開くとを約す慶應二年五月十三日千八百六十六年六月十三日幕府老中水野和泉守佛國公使ロセス、亞國公使ホルトメン、英國公使パークス、蘭

國公使ホルスブルックと改稅約定を結ぶこは安政五年の條約に添へたる交易規則の條項に基きたるご且慶應元年四國の公使ご大坂に於いて輸出入品すべて價五分の運上を基本として改むべきことを約束したるに依るごいふ慶應三年各國公使兵庫に來り將軍の禪代を賀し兵庫の開港を促して止まず然れごも朝廷これを許さず幕府老中松平伯耆守、外國奉行山口駿河守を遣し朝旨を傳へて延期を談ぜしむ英國公使パークス、等怒てきかず自ら京師に赴きて談判せんごす佛國公使ロセス間に居て調停し松平伯耆守より後日必ず兵庫大坂を開くべきの書を各國公使に與へて去らしむ其後朝廷これを許し古の武庫浦また貿易場となる

異聞、外國事件取調書、各國條約類纂、泰平年表、續太平年表、外國事件書類總纂、長崎年表、清朝史略、安政記事、幕府問答、彼理日本紀行

海沿

日本商業史終

左に掲げし所の一篇はさきに予が帝國商業史講義録と題し試刷に附して先輩知友の間に配布せし
とき學友三上參次君が寄せられし所のものにて予がこの書の編纂に従事せし來歴を明にものせら
れていとうれしければ同氏にこうて卷末にかゝげおまつ

學友横井時冬君博學洽聞にして性また堅忍特に考證に得意なり曩に公にせられ
し不動産沿革史園藝考など皆學者間の好評を博し諸種の雑誌の上にあらはれた
るものはた予輩の感服するもの多し近ごろまた帝國商業史を著し其試刷を寄せ
られたり取り敢へず一讀して先づその坐右必備のものなるを喜び後常に參考に
資していよくその好著なるを確めぬ

此書によりて予と同じく益を享くる人は極めて多からんされども横井君が此書
を著すに當り長き年月の間如何に辛苦せられしかを熟知するは恐らくは予に若
くものなかるべし去にし明治廿一年の冬なり文部省の高等商業學校新たに内國

商業史取調係を置き横井君を挙げ文學士土子金四郎菅沼貞風の二君と共に專ら其事に與らしめたり然るに幾ならずして土子君は留學の爲めに歐米に出發せられ菅沼君は南洋諸島に計畫するところありてまた渡航せられしが不幸にしてニラに病没せられぬそれより後は横井君獨り奮發して事に當り商業學校もまた保護を與へられしかば我が帝國大學の書庫及び史誌編纂係、帝國博物館、東京圖書館、内閣の書庫、水戸の彰考館などに藏せる貴重の圖書を閲覽し或は東京府廳に請ひて舊幕府よりの引繼き書を攻索し或は舊諸藩主の邸に就きて其記録を検覈し或は實際の經驗ある古老に質し或は米相場の事を調査せんが爲めに久しく大阪市に出張するなご専ら材料の該博にして且つ精確ならんを務められたり越えて明治廿五年の五月に至り講義録として一旦之を印刷し以て商業學校の學生に課し兼ねて先輩知友の間に配布してその批評をもこめられき材料の該博精確なるはそれかくの如し而して之を綴るに當りても此類の書が動もすればたゞ事實を列擧するに止まり所謂質極めて文に勝つ弊に陥るに似ず能く之を消化し

巧みに之を綜合せられたれば嚼蠟の嫌ひ蓋し割合に少し
夫れ商業は社會生存の要素なり然るに從來の史書は意をこゝに致さずたゞ食貨志の如きものありてその一部分の沿革を記せるのみ學者の遺憾尠なりとせず一兩年前にいたり遠藤芳樹君の日本商業志と題するもの世に出てたり甚だ精細正確なりといへども稍綜合を缺けるに似たり是れその主として編年體によりしに基くならん日本商業史といふものまた故菅沼君の遺稿として公にせられたりこれは紀傳體を用ひ分疏宜しきを得たれども惜いかな筆を徳川氏の鎖港に絶つを以て世人の最も知らんご欲する近世の事に於ては闕如たり予は是等の好著を評隲するには非されども横井君の此書こそ完成せる本邦の商業史とは云はめまた以て前二書の缺を補ふに足らんご思ふなりもごより毫末も間然するところなしにはあらざれども横井君のごとき博學堅忍の人が多年の時日ご非常の辛苦を以てせらるゝにあらざれば決して成し得べからざるものご信ず今や再度の試刷に附せらるゝに際し予に一言をもこめらる乃ち略此書の來歴を讀者に吹聴

する事志かり敢へて之を以て此書を輕重せんとするにはあらずまた時に自ら屬
めんとするのみ

明治廿六年三月

三 上 參 次 識

四

明治三十一年十二月二十二日印刷
同 年十二月二十五日發行

(定價金壹圓貳拾錢)

著 者

横 井 時 冬
東京市牛込區東五軒町十一番地

印 發 者 兼 刷 行 者

金港堂書籍株式會社
東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代 表 者

右 社 長
原 亮 三 郎
東京市下谷區龍泉寺町四百十番地

印 刷 所

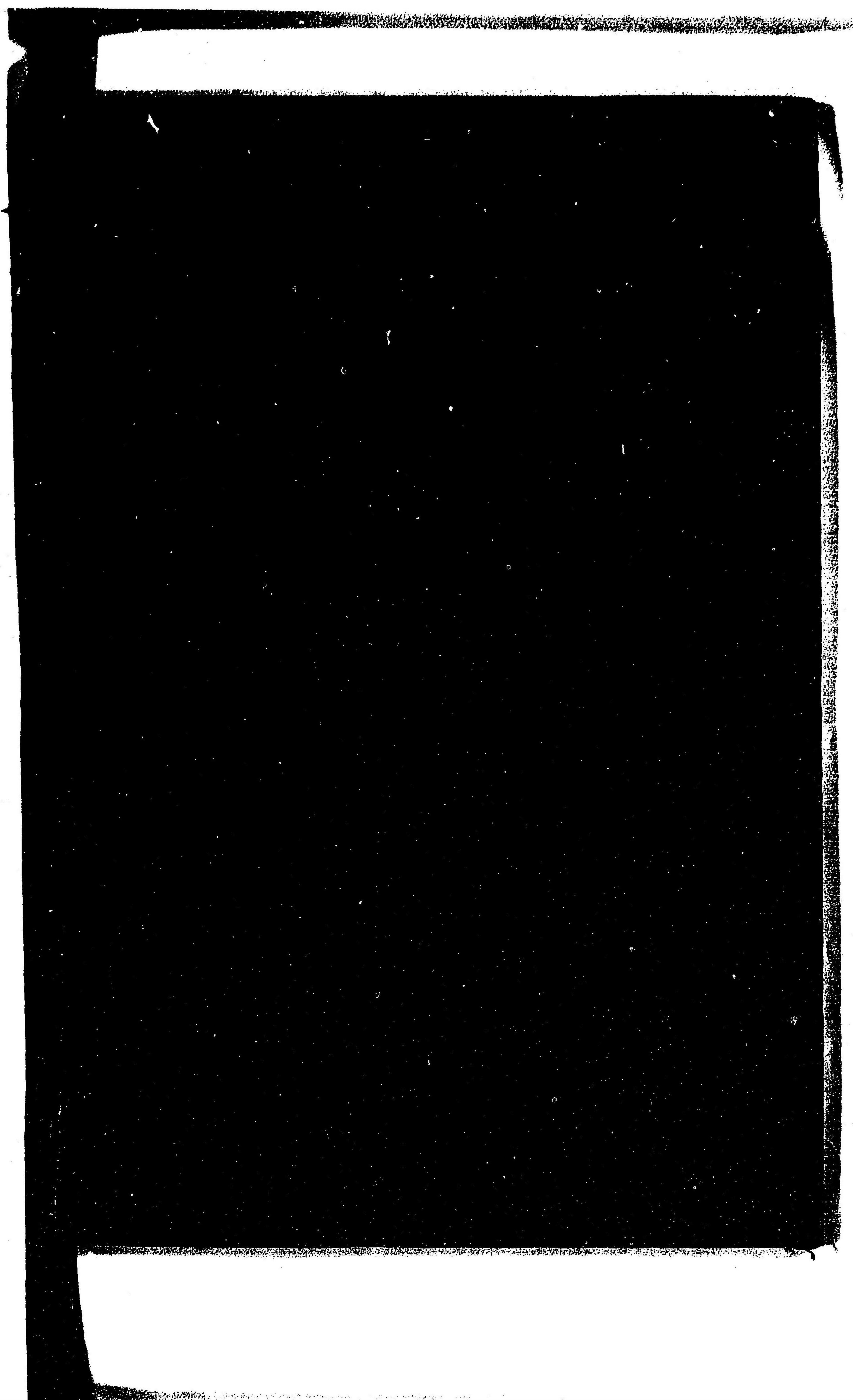
帝國印刷株式會社
東京市京橋區築地三丁目十五番地

賣 捌 所

各府縣特約販賣所



79
248



043641-001-3

79-248

日本商業史

横井 時冬/著

M31.33

BDL-0728



